

(原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定第四条２に規定する取極に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイ
ルランド連合王国政府との間の交換公文)

(英国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、千九百九十八年二月二十五日に作成された原子力の平和的利用に
おける協力のためのグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府と日本国政府との間の協定(以
下「協定」という。)に言及するとともに、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国(以下「連合王
国」という。)の欧州原子力共同体(以下「ユーラトム」という。)からの脱退を反映するために適当な時
期に協定を改正する必要性を認識する光榮を有します。

本官は、更に、連合王国及び国際原子力機関が、千九百七十六年九月六日に作成された核兵器の不拡散に
関する条約に関連するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国における保障措置の適用に関するグ

レートブリテン及び北アイルランド連合王国、欧州原子力共同体及び国際原子力機関の間の協定で、千九百九十八年九月二十二日に作成された同協定の追加議定書により補足されたものに代わる核兵器の不拡散に関する条約に関連するレートブリテン及び北アイルランド連合王国における保障措置の適用に関するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国と国際原子力機関との間の協定で、二千十八年六月七日に作成された同協定の追加議定書により補足されたもの（以下「二者間保障措置協定」という。）を同日に署名したことを日本国政府に対して通報する光栄を有します。

本官は、更に、連合王国政府が、千九百五十七年三月二十五日に作成された欧州原子力共同体を設立する条約に基づいて連合王国において適用されてきた保障措置に代わる保障措置を適用するための二千十八年原子力保障措置法等の国内法令（以下「連合王国の国内保障措置制度」という。）を整備したことを日本国政府に対して通報する光栄を有します。

これらの進展に鑑み、本官は、協定第四条２の規定に従い、次の取極を連合王国政府に代わって提案する光栄を有します。

協定第四条１に規定する「この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産され

「た核物質」は、連合王国内においては、二者間保障措置協定及び連合王国の国内保障措置制度の適用を受ける。二者間保障措置協定が実施されているときは、協定第二条(b)の要件を満たしているものとする。

本官は、前記の提案が日本国政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が二者間保障措置協定が効力を生ずる時に効力を生じ、連合王国のユーラトムからの脱退を反映するために協定を改正する議定書が効力を生ずる時まで引き続き効力を有するものとするを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(英国側書簡)

本使は、日本国政府に代わって前記の提案を受諾することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が二者間保障措置協定が効力を生ずる時に効力を生じ、連合王国のユーラトムからの脱退を反映するために協定を改正する議定書が効力を生ずる時まで引き続き効力を有するものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。